

年金と税金の関係



昨今話題になっている公的年金。この年金に対する税金について今回は調べてみました。

■公的年金とは

年金という言葉はいろんな場面で耳にしますが、公的年金には主に自営業の方などを対象にした国民年金、会社などにお勤めの方が加入している厚生年金、公務員や教師の方が加入している共済年金などがありますが、公的な老齢年金とされるものはすべて同じように課税されます。なお、障害年金や遺族年金には課税されません。

■65歳以上で年金収入のみで120万円以下なら無税

公的年金による所得は、雑所得として所得税と住民税が課税されます。通常、雑所得は総収入金額から必要経費を差し引いた残額を課税対象としますが、公的年金の場合は、次に掲げる公的年金等控除額を差し引いたものが課税対象となります。他にも所得がある場合にはこれを合算し、各種所得控除を差し引いて課税所得を求めます。

年金を受け取る人の年齢	公的年金等の収入金額の合計額	公的年金等控除額
65歳未満	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は所得金額はゼロとなります	
	700,001円から1,299,999円まで	700,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	左記の金額×25%+375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	左記の金額×15%+785,000円
	7,700,000円以上	左記の金額×5%+1,555,000円
65歳以上	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は所得金額はゼロとなります	
	1,200,001円から3,299,999円まで	1,200,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	左記の金額×25%+375,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	左記の金額×15%+785,000円
	7,700,000円以上	左記の金額×5%+1,555,000円

■公的年金からも源泉徴収

公的年金の受給額が158万円(65歳未満の方は108万円)以上であれば所得税の源泉徴収の対象になります。毎年、11月になると、社会保険庁から翌年分の「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送られてきます。これを提出すると、公的年金からの所得税の源泉徴収時に公的年金等控除、配偶者控除や扶養控除などを受けることができます。また、年金の受取金額が多く、源泉徴収されている人は、公的年金等以外の所得が赤字であったり、医療費控除などの適用を受けることができる場合には、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。



紙面の関係上今回は国税について記載しましたが、他の税金や生命保険会社等の個人年金については別の機会にお話ししたいと思います。
具体的な年金の手続き等については受給を受ける年金に係る社会保険事務所または各共済組合等にお問い合わせください
田中靖直税理士事務所 電話0532-34-7533 参考資料 国税庁HP 社会保険庁HP